

初富スマイルキッズ 重要事項説明書

(小規模保育事業所用)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	スマイルキッズ株式会社
所 在 地	東京都大田区北千束二丁目15番18号 SENZOKU FLAT202
電 話 番 号	050-6865-6844
代表者氏名	代表取締役 小林 由弥

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所A型
施 設 の 名 称	初富スマイルキッズ
施 設 の 所 在 地	鎌ヶ谷市中央一丁目1番34 前田ビル1F
連 絡 先	電話番号 047-402-4876 FAX 047-402-4877
管 理 者	園長 露口 有美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
事 業 所 番 号	1222452000044

3 事業所の目的・運営方針

初富スマイルキッズ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	190.8㎡
	園庭	無 初富本町1丁目児童遊園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	190.8㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	0歳児クラス、1歳児クラス各1室
保育室	1室	2歳児クラス1室
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1	常勤1名
保育士	7	常勤5名、非常勤2名
調理員	4	非常勤4名

- ✓ 当園では、「鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鎌ヶ谷市条例第16号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。
- ✓ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士	勤務時間帯（7：00～20：00）
調理員	勤務時間帯（8：30～15：45）

- ✓ 勤務シフトにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ✓ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から20時までの範囲内で、延長保育を提供いたします

(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から20時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
1・2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

- ✓ 0歳児でも一般食の場合は1・2歳児と同じ時間に昼食をとります。
- ✓ 土曜日の給食はご提供できませんので、保護者様をご用意のお弁当をご持参ください。
- ✓ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ✓ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
イ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

鎌ヶ谷市立栗野保育園

運営主体	鎌ヶ谷市
所在地	鎌ヶ谷市栗野740-1
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定
電話番号	047-443-1096

※ 当園の卒園後、保育園（当園の連携施設となっている栗野保育園を含む）への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科，小児科

医療機関の名称	あいざわキッズクリニック
医 院 長 名	会沢 治朗
所 在 地	鎌ヶ谷市初富本町1-1-24
電 話 番 号	047-446-1170

(2) 歯科

医療機関の名称	なかたに歯科
医 院 長 名	中谷 誠宏
所 在 地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-11-20 メルベーク新鎌101
電 話 番 号	047-441-3322

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 露口 有美	
	・ご利用時間 9:00～ 18:00	
第三者委員	・電話番号	047-402-4876
	F A X	047-402-4877
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	千葉県社会 福祉協議会	電話番号 075-246-0294
	運営適正化委員会	

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

運営事業者 東京都大田区北千束二丁目15番18号 SENZOKU FLAT 202
スマイルキッズ株式会社
代表取締役 小林由弥

事業所名 初富スマイルキッズ
説明者職名 園長 露口 有美

私は，本書面に基づいて初富スマイルキッズの利用に当たっての重要事項の説明を受け，同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費 （実費）
紙おむつ	園内で使用する紙おむつを提供する ため	月額2,000円 ※但し希望者のみ

2 延長保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る延長保育料

(ア)	18時から18時30分まで利用した場合	1回あたり	50円
(イ)	18時から19時まで利用した場合	1回あたり	100円
(ウ)	18時から19時30分まで利用した場合	1回あたり	150円
(エ)	18時から20時まで利用した場合	1回あたり	200円

(2) 保育短時間認定に係る延長保育料

(カ)	7時から8時30分まで利用した場合	1回あたり	150円
(キ)	7時30分から8時30分まで利用した場合	1回あたり	100円
(ク)	8時から8時30分まで利用した場合	1回あたり	50円
(ケ)	16時30分から17時まで利用した場合	1回あたり	50円
(コ)	16時30分から17時30分まで利用した場合	1回あたり	100円
(サ)	16時30分から18時まで利用した場合	1回あたり	150円
(シ)	16時30分から18時30分まで利用した場合	1回あたり	200円
(ス)	16時30分から19時まで利用した場合	1回あたり	250円
(セ)	16時30分から19時30分まで利用した場合	1回あたり	300円
(ソ)	16時30分から20時まで利用した場合	1回あたり	350円

注：(ア)～(エ)の時間帯若しくは(カ)～(ソ)の時間帯の延長保育料の支払いを受けるものとする。

注：同じ日に、(カ)～(ク)の時間帯と(ケ)～(ソ)の時間帯を共に利用した場合は、それぞれの延長保育料の支払いを受けるものとする。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。